

第23課 法人の機関・法人の籍

すでにみたように、法人は生身の人間ではないから、その行為は実際には自然人である代表機関が行うことになる。この代表機関を含む法人の機関について考えてみよう。

法人の仕組みにおいても、意思決定・執行・監督という3つの機能、つまり、法人としての意思の決定という機能、決定された意思に基づいて業務を実際に執行するという機能、そして、業務の執行が決定された意思に基づいて適正におこなわれているか否かをチェックする機能が組み合わされている。

社団法人を例にとると、まず、最高意思決定機関は、「社員総会」である。社員総会は、社員全員で構成される合議体の意思決定機関であり、多数決原理に基づいて法人の重要な意思決定を行う。

決定された最高意思に基づいて業務を執行する機関が「理事」である。理事は、対外的にはその法人を代表する権限を有し、対内的には業務を執行する権限を有する。理事の定員や選任方法は定款によって決まるが、社員総会が選任するのが通常であろう。

そして、この業務執行が適正に行われているかどうかをチェックする機関として「監事」が存在する。監事は、必ず置かなければならない機関ではなく、必要に応じて定款で設置が決定される。監事は、財産状況及び業務執行状況の監査及びこれらについて問題を発見したときの社員総会や主務官庁への報告などを行う。

なお、財団法人は、人の集まりではなく、財産であって、最高意思決定はすでに寄附行為で定められているため、社員総会のような専ら意思決定を行う機関は存在しない。つまり、財団法人の業務は、寄附行為に従って、理事らによって執行されるわけである。

次に、法人の籍について見てみよう。自然人の戸籍に対応するのが、法人においては**法人登記**である。法人登記は、その法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局において行う。すでに登記簿については説明したが、法人が設立されたときには、法人の理事又は監事が、一定期間内に、一定の事項（目的、名称、理事の氏名、事務所所在地など）を登記しなくてはならない。これを「設立登記」という。また、理事の再任や解任など、登記された事項に変更があった場合には、その旨の「変更登記」をしなければならない。

重要語句

a 社員総会

社団法人は「人の集まり」であるが、その「人」が「社員」である。「社員」という言葉は、日常用語の「社員」とは意味が違うので注意を要する。民法や商法などでいう「社員」とは、社団法人の構成員のことであり、社員の資格の得喪については定款で定められる。通常の従業員や使用人などはここでいう「社員」ではない。社団法人が株式会社であれば、「株主」がここでいう「社員」にあたる。

社団法人の全社員をもって構成するのが「社員総会」であり、株式会社の場合は「株主総会」という。社員は、業務執行をするわけではないので、自然人でなくてもよい。

b 理事

法人の業務執行を担当し、対外的に法人を代表するのが「理事」であり、その性質上、自然人でなければならない。理事は、複数置くことができ、その場合、各理事が独立した代表権を持つ。株式会社の場合は、商法に特別の定めがあり、理事とはいわず、「取締役」といい、当然には代表権を持たない。代表権を持つ者は、特に「代表取締役」と呼ばれ、取締役の中から取締役会の決議により選出される。

c 監事

監事が不可欠の機関でない理由は、民法上の法人は、主務官庁による監督が予定されているからであると説明されている。しかし、商法で規律される株式会社となると、主務官庁による監督は予定されておらず、監事に相当する「監査役」は必ず置かなければならない。

d 主務官庁

民法は、法人の設立について、その業種に応じた官庁の許可を必要とする「許可主義」を採用している(詳しくは次の課で説明する)。この許可を与え、必要に応じて監督をする官庁を「主務官庁」という。

e 法人登記

法人が設立されると、必ず法人登記をしなければならないが、民法上の法人の場合は、法人登記を完了したときに権利能力を取得するのではなく、主務官庁の許可があった時点で権利能力を取得することに注意を要する。これに対し、会社の場合には、設立登記によって成立し、権利能力を取得する(商法第57条参照)。